

これまでに急性緑内障発作の治療を受けた患者さんへ 【過去の診療情報の調査研究への使用のお願い】

順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者センター眼科では「高齢者における急性緑内障発作の背景因子の解明」という研究を行っております。この研究は、急性緑内障発作の解剖学的因子や環境因子を調査し急性緑内障発作に関わる危険因子を明らかにすることを調べることを主な目的としています。そのため、過去に急性緑内障発作の診断を受けた患者さんの検体、カルテ等の治療データを使用させていただきます。

○この研究の対象となる患者さんは、西暦2018年5月1日から西暦2023年3月31日の間に急性緑内障発作の診断を受けた方です。

- ・利用させていただくカルテ情報、およびカルテ期間は下記です。

診断名、年齢、性別、身体所見、認知機能検査、季節、内服薬、検査結果（血液学的検査、血液生化学的検査、眼科検査、加療前の視力・眼圧、加療後の視力・眼圧、水晶体再建術の有無、周辺虹彩切開術の有無、受診形態 など）

期間：西暦2018年5月1日～西暦2023年3月31日

○この研究は順天堂大学医学部医学系研究等倫理委員会の承認を受けて行われます。

- ・研究実施期間 倫理委員会承認日 ～ 西暦2025年3月31日まで
- ・研究責任者 爲谷 祐樹

○過去のデータを使用する研究であり、新たな検査や費用が生じることはなく、また、使用させていただいた患者さんへの謝礼等もありません。

○患者さんの情報は、個人を特定できる情報とは切り離れた上で使用します。また、研究成果を学会や学術雑誌で発表されますが、患者さん個人を特定できる個人情報を含みません。

○調査研究の結果、特許などの知的財産が生じる可能性もございますが、その権利は大学・研究者に帰属し、あなたには帰属しません。

○この研究は、外部の企業等からの資金の提供を受けておりません。研究者が企業等から独立して計画し実施することから、特定の企業が研究結果および解析等に影響を及ぼすことはありません。また、本研究の責任医師および分担医師には開示すべき利益相反はありません。

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」第8の1(2)イの規定により、研究者等は、被験者からインフォームド・コンセント（説明と同意）を受けることを必ずしも要しないと定められております。そのため今回の研究では患者さんから同意取得はせず、その代りに対象となる患者さんへ向けホームページで情報を公開しております。

この研究の対象となる患者さんで、ご自身の情報は利用しないでほしい等のご要望や、研究に関するご質問がございましたら、大変お手数ですが下記のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、同意の有無が今後の治療などに影響することはございません。

【問い合わせ先】

順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者センター 眼科

電話：03-5632-3111（内線）7048

研究担当者：爲谷 祐樹